

## ◎京都大学北白川スポーツ会館規則

平成24年3月31日副学長裁定

第1条 京都大学北白川スポーツ会館（以下「会館」という。）の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 会館は、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第3条 会館は、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- (1) 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- (2) その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第5条 会館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館の利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第6条 利用者は、故意又は過失により会館の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、学務部学生課において処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。